豊田市長 太田 稔彦 様

美里地域会議 会長 岡田 宏之

答 申 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の7第1項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 都市部と山村部の交流事業の実施

都市部と山村部の交流や連携を深める機会を増やすために以下のような事業の実施を提 案する。

姉妹地域の設定による交流事業の実施

都市部と山村部の間で姉妹地域を設定し、交流館祭等において特産品の販売、見どころ情報のPRなどの交流を行う。姉妹地域を定期的に変更することで、様々な地域と交流して多くの情報を得ることができ、山村部をより身近に感じられると考える。

• 都市部住民向け山村ツアーの開催

山村部を紹介する「山村ツアー」を市の事業として実施する。ツアーの内容は、子 ども向け、大人向けなど、対象者を絞ったものとし、都市部の住民から参加者を募 る。都市部の住民が実際に山村部に足を運び、目で見て体感することも重要と考える。

ボランティア交流会の開催

都市部の住民からボランティアを募集し、山村部でボランティアを行うボランティア交流会を開催する。都市部の住民が山村生活を体験することで山村部の良さを知るとともに山村部の人手不足の解消の一助になると考える。

地域会議間の交流事業

本諮問に際して企画された地域会議同士の意見交換会が大変意義深いものであったと考えるため、同様の取組を継続して実施する。

2 山村部についての情報提供の定期的な実施

全世帯に配布される広報とよたの特集等で、山村部の暮らし、特産品の情報など、良いところを定期的に P R することで、多くの市民が山村部のことを知ることができ、理解を深めるきっかけとなると考える。